

兵庫県公報

平成26年 5月 9日 金曜日 第 2592 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

	ページ
告 示	
土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
平成25年兵庫県告示第1394号（公共測量の実施）の一部変更（契約管理課）	2
公共測量が終了した旨の通知（同）	3
同 上（同）	3
同 上（同）	3
神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	4
道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	4
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	6
大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	8
同 上（同）	8
病院局公告	
入札公告（県立尼崎病院）	9
同 上（県立加古川医療センター）	11
同 上（県立粒子線医療センター）	13
選挙管理委員会告示	
平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	16
平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	16
公安委員会告示	
警備業法に基づく直接検定の実施	17
警備員指導教育責任者講習の実施	18

告 示

兵庫県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年 5月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市野瀬北土地改良区

退任役員

役員区分

氏 名

住 所

理 事

石 川 佳 成

神戸市北区淡河町野瀬12番地の3

同

銀 崎 亨

同 市同区淡河町野瀬906番地

同

山 本 清

三田市三輪4丁目28番16号

同

前 田 豊 治

神戸市北区淡河町野瀬347番地

同

宮 脇 二 朗

同 市同区淡河町野瀬527番地

同

中 西 豊 治

同 市同区淡河町野瀬813番地

同

十津川 昭 夫

同 市兵庫区矢部町38番地16 407号

監 事

山 本 穂 積

同 市北区淡河町野瀬210番地

就任役員	氏 名	住 所
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地
役員の区分		
理 事	石 川 佳 成	神戸市北区淡河町野瀬12番地の 3
同	山 本 清	三田市三輪 4 丁目28番16号
同	魚 井 吉 市	神戸市北区淡河町野瀬270番地
同	前 田 豊 治	同 市同区淡河町野瀬347番地
同	宮 脇 二 朗	同 市同区淡河町野瀬527番地
同	中 西 豊 治	同 市同区淡河町野瀬813番地
同	十津川 昭 夫	同 市兵庫区矢部町38番地16 407号
監 事	山 本 穂 積	同 市北区淡河町野瀬210番地
同	小 西 隆 則	同 市同区淡河町野瀬576番地

神戸市道場土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 脇 幸 弘	神戸市北区道場町塩田695番地
同	塩 谷 清 信	同 市同区道場町塩田54番地の 2
同	東 浦 市 治	同 市同区道場町塩田857番地
同	東 浦 実	同 市同区道場町塩田1760番地
同	前 中 薫	同 市同区道場町塩田1475番地の1
同	中 嶋 正 哲	同 市同区道場町塩田1266番地
同	上 野 和 雄	同 市同区道場町平田351番地
同	下 浦 邦 弘	同 市同区道場町平田499番地
同	下 浦 久 義	同 市同区道場町平田483番地
監 事	大 深 三 男	同 市同区道場町塩田21番地の 2
同	岡 田 中 正	同 市同区道場町塩田1755番地の 1
同	中 前 隆 昌	同 市同区道場町平田740番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	塩 谷 清 信	神戸市北区道場町塩田54番地の 2
同	中 ノ 正 幸	同 市同区道場町塩田1309番地
同	東 浦 市 治	同 市同区道場町塩田857番地
同	東 浦 実	同 市同区道場町塩田1760番地
同	中 嶋 正 哲	同 市同区道場町塩田1266番地
同	木 下 健 二	同 市同区道場町塩田1150番地の 2
同	上 野 和 雄	同 市同区道場町平田351番地
同	下 浦 邦 弘	同 市同区道場町平田499番地
同	下 浦 久 義	同 市同区道場町平田483番地
監 事	大 深 三 男	同 市同区道場町塩田21番地の 2
同	岡 田 中 正	同 市同区道場町塩田1755番地の 1
同	中 前 隆 昌	同 市同区道場町平田740番地

兵庫県告示第409号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量の実施に係る事項を変更する旨の通知があったため、平成25年兵庫県告示第1394号(公共測量の実施)の一部を次のとおり変更する。

平成26年 5月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量(確定測量)

- (2) 作業期間
（変更前）平成25年 7 月10日から平成26年 3 月24日まで
（変更後）平成25年 7 月10日から平成26年 5 月30日まで

- (3) 作業地域
西宮市天道町

- 2 (1) 作業種類
公共測量（確定測量）

- (2) 作業期間
（変更前）平成25年 7 月10日から平成26年 3 月24日まで
（変更後）平成25年 7 月10日から平成26年 5 月30日まで

- (3) 作業地域
西宮市中島町



兵庫県告示第410号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年12月26日から平成26年 3 月15日まで
- 3 作業地域
姫路市山田町、加西市畑町、窪田町及び山下町地内



兵庫県告示第411号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年11月 5 日から平成26年 3 月20日まで
- 3 作業地域
明石市鳥羽新田地区



兵庫県告示第412号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
平成25年 8 月 8 日から平成26年 3 月14日まで
- 3 作業地域
加古川市全域



兵庫県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.5.84号 横尾妙法寺線
- 3 事業施行期間
昭和48年 7 月27日から平成29年 3 月31日まで
- 4 事業地

(1) 収用の部分

昭和48年兵庫県告示第1190号、昭和53年兵庫県告示第540号、昭和58年兵庫県告示第1002号、昭和63年兵庫県告示第439号、平成7年兵庫県告示第539号、平成11年兵庫県告示第422号、平成16年兵庫県告示第453号及び平成23年兵庫県告示第363号の事業地に神戸市須磨区車字側ノ下及び字向坂を加え、神戸市須磨区妙法寺字山崎、字小崎、字池ノ中、字蓮池、字竹向イ及び字菅ノ池、並びに車字竹ノ下及び字尾鼻地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし。



兵庫県告示第414号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課において縦覧に供する。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第 H 25 但 豊 位 置 0004号	26.4.18	豊岡市山本字前田158番 1 の一部、158番 1 地 先水路 同 市山本字鶴ヶ城81番 2 の一部、556番の一 部	5.00	53.84

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 2 項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から 2 月間とする。

平成26年 5 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成26年 3 月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人すぎな

イ 代表者の氏名 佐賀 美知子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市砥堀991番地4 ロワイヤル砥堀603

エ 定款に記載された目的

この法人は、姫路市および姫路市近郊の高齢者が生きがいのある生活を送ることが出来るように、高齢者の能力を発揮できる場を提供し、人と人のふれあいを持つことによって地域の安全、心豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人This is MIKI

イ 代表者の氏名 森田 優

ウ 主たる事務所の所在地 三木市末広2丁目4番39号

エ 定款に記載された目的

この法人は、三木市内外を問わず三木市が好きだという団体や施設あるいは個人が一緒になってファンクラブを結成し、メンバーそれぞれが展開する活動をファンサイトに集約することでまち全体の応援につなげ、IT・現実社会の両面から相互交流させるファンクラブ事業を行ない、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人チーム御前浜・香櫨園浜里浜づくり

イ 代表者の氏名 加藤 一郎

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市西波止町1番2号

エ 定款に記載された目的

この法人は、海辺と人との多様なつきあい方を大切にし、御前浜・香櫨園浜（以下「浜」と称す。）をかけがえのない地域の宝“里浜”として、よりよいかたちで未来に継承することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人マンション管理パートナーズ

イ 代表者の氏名 天羽 望、毎野 泰典

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市光ガ丘1丁目8番51号

エ 定款に記載された目的

この法人は、マンションの所有者・居住者等に対して、マンション管理組合の運営及び建物・設備の維持管理等の諸問題解決のために専門的な助言・指導・援助・支援等に関する事業を行い、快適なマンションの住環境の確保を図るとともに、地域社会と連帯した総合的な街づくりの推進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人但馬ブランド工房

イ 代表者の氏名 松岡 徹

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町野々庄350番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、但馬地域の住民と、訪れる人々にとって、より魅力ある地域になるために、官民の連携や協働を推進し、環境・経済・文化の発展に関わる事業を行い、但馬地域の活性化とブランド化に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハートヴェルニ

イ 代表者の氏名 村田 喜代美

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市御津町苅屋733番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、認知症、障害者、子どもを対象とし、ケアを受ける人、ケアを担う人の暮らしに対し、心に癒しと輝きを提供する事業を行い、守り、支え、心やすらぐ地域福祉の推進を図る活動を目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ワカモノヂカラプロジェクト

イ 代表者の氏名 藤井美帆

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市飾磨区英賀西町2-15-2 生涯学習サポート兵庫内

エ 定款に記載された目的

この法人は、若者が主体となって活動し、被災地及び今後起こりうる災害に対して、復興支援活動及び震災の経験を未来につなげる防災・減災に関する事業を行い、被災地域の早期復興と地域の安心・安全のまちづくりに寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人TAP

イ 代表者の氏名 近藤雅代

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町安田499-1 尾上ゴルフセンター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の活性化を支援し、障害者や高齢者や子供に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行うと共に法に基づくサービス事業、子育て支援などのサービス事業を行い、すべての人の自立と人権が尊重され、安心して暮らすことのできる地域社会の実現及び増進に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民生活課、同部文書課県民情報センター、神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成26年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県予防法務協議会

イ 代表者の氏名 森澤武雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区相生町四丁目6番15-302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、市民生活において発生しうる法的問題についての調査研究を行い対応策を予め検討・提示することによって、市民生活の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人華結

イ 代表者の氏名 畑中ひろみ

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市荻野西一丁目2番18号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対する介護事業を行い、自立生活や社会参加を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人 Creative Debate for GRASS ROOTS
イ 代表者の氏名 池 亀 葉 子
ウ 主たる事務所の所在地 西宮市塩瀬町名塩5117番地3 西宮名塩東山グリーンマンション309号
エ 定款に記載された目的

この法人は、日本で英語を学ぶこどもとその教育に携わる者に対して、英語を学ぶ環境及び、認知の特性を踏まえ、言語と思考の間の密接なつながりを考慮して英語力と人間力を育てる事業を行い、日本の英語教育・人材教育に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成26年3月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人国際協力アカデミーひろしま
イ 代表者の氏名 中 浜 慶 和
ウ 主たる事務所の所在地 広島市安佐北区可部東1丁目2番1号
エ 定款に記載された目的

この法人は、被災民や難民のために緊急救援活動と継続支援活動を遂行する人材、及び開発途上国における社会開発事業等を遂行する人材の育成と派遣に関する事業を行い、市民からの国際協力を推進することにより世界平和に寄与することを目的とする。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 エディオン豊岡店
所在地 豊岡市宮島322番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 名称 オリックス株式会社
住所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
代表者の氏名 井上 亮

3 変更事項

駐輪場の位置変更（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

4 変更年月日

平成26年12月14日

5 届出年月日

平成26年4月14日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成26年5月9日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年9月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フレッシュバザール日高パーク店
所在地 豊岡市日高町祢布字ガケガ森988
- 2 同法第8条第1項の規定により豊岡市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音について
関係法令を遵守すること。
 - (2) 交通について
駐車場の入出庫に係る交通事故防止対策を講じること。
 - (3) 屋外広告物について
営業時間の変更に伴って屋外広告物を変更した場合、許可申請が必要な場合があるので確認すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成26年5月9日から1月間

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）SUPER CENTER PLANT淡路店
所在地 淡路市志筑新島9番7
- 2 同法第8条第1項の規定により淡路市から聴取した意見の概要
 - (1) 騒音について
騒音予測結果による数値については基準値内ではあるが、当該施設周辺50～100m以内には、医療施設及び在宅型老人ホーム（有料）等の静穏を要する施設があることから、騒音については特に配慮すること。
事業開始後においても、騒音等について実情の検証を行うなどし、その状況に応じた取組みをしていただきたい。
また、万が一周辺住民と騒音に関するトラブルが発生した場合は、誠意を持って十分な話し合いを行い、解決に努めること。
 - (2) 交通安全対策について
施設建設に伴い、今まで以上に施設周辺の交通量の増大が予想されるため、施設利用者（車両及び歩行者）の事故防止対策に努め、交通安全対策に配慮すること。
 - (3) 地域雇用の確保について
地元からの優先的な雇用を計画されているので、地域雇用の確保に努めてください。
 - (4) その他
まちづくり、商工業振興事業等の地域課題に対しては、淡路市商工会等の地元経済団体と連携・協力をお願いしたい。
また、近隣への影響を軽減するため、荷捌き音やアイドリング防止等、周辺住民の生活環境保全に十分

努めるとともに、問題等が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成26年5月9日から1月間

病院局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年5月9日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立尼崎病院長 藤原久義

1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量
ハイブリッド手術室システム 一式
- (2) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限
平成27年3月31日（火）

- (4) 納入場所
県立尼崎総合医療センター（仮称）

- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができること認められた者であること。
- (6) 購入物品及び類似の製品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒660-0828 尼崎市東大物町1丁目1番1号
県立尼崎病院総務部経理課
電話（06）6482-1521
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成26年5月9日（金）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成26年 6月20日(金) 午前10時30分 県立尼崎病院 2階第1会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年 6月19日(木) 午後5時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年 6月18日(水) 午後4時まで納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成26年 5月23日(金) 午後4時まで上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成26年 6月27日(金))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否
要作成
- (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Fujiwara, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
Hybrid Operating room system, 1 set
- (3) Delivery period:
March 31, 2015
- (4) Delivery place:
Hyogo Prefectural Amagasaki Medical Center (Temporary name)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 May 23, 2014
- (6) Deadline for tender:
17:00 June 19, 2014 by mail
10:30 June 20, 2014 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Amagasaki Hospital,
1-1-1 Higashidaimotsu-cho, Amagasaki, Hyogo 660-0828
TEL (06) 6482-1521

~~~~~

#### 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年 5月 9日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立加古川医療センター院長 小 川 恭 弘

#### 1 調達内容

- (1) 購入物品及び数量  
全身用コンピューター断層撮影装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限  
平成26年10月31日（金）
- (4) 納入場所  
県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203番地
- (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札

の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒675-8555 加古川市神野町神野203番地  
県立加古川医療センター総務部経理課  
電話（079）497-7000

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間  
平成26年5月9日（金）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加申込書の受付期間  
上記(2)に同じ

- (4) 入札・開札の日時及び場所  
平成26年6月20日（金）午前11時 県立加古川医療センター 2階第1会議室

- (5) 入札書の提出期限  
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年6月19日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年6月18日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成26年5月23日（金）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されてい

ること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年6月27日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Ogawa, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computer tomograph for whole bodies, 1 set

(3) Delivery period:

October 31, 2014

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 23, 2014

(6) Deadline for tender:

17:00 June 19, 2014 by mail

11:00 June 20, 2014 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center,

203 Kanno, Kanno-cho, Kakogawa, Hyogo 675-8555

TEL (079) 497-7000

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成26年5月9日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立粒子線医療センター院長 不破 信 和

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

C T 付き血管連続撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成26年 8 月29日（金）

(4) 納入場所

県立粒子線医療センター たつの市新宮町光都 1 丁目 2 番 1 号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるものと認められた者であること。

(6) 購入物品及び類似の製品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒679-5165 たつの市新宮町光都 1 丁目 2 番 1 号

県立粒子線医療センター事務部総務課

電話（0791）58 - 1315

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成26年 5 月 9 日（金）から同月23日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成26年 6 月20日（金）午前10時30分 県立粒子線医療センター 2階会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成26年 6 月19日（木）午後5時まで上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成26年6月18日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
 - (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成26年5月23日（金）午後4時までに上記3（1）の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
 - (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成26年6月27日（金））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
（ア） 初度の入札に参加して有効な入札をした者
（イ） 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
 - (6) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (7) 契約書作成の要否
要作成
 - (8) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (9) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Fuwa, Director of Hyogo Ion Beam Medical Center

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
IVR-CT/Angio System, 1 set
- (3) Delivery period:
August 29, 2014
- (4) Delivery place:
Hyogo Ion Beam Medical Center
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 May 23, 2014
- (6) Deadline for tender:
17:00 June 19, 2014 by mail
10:30 June 20, 2014 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Ion Beam Medical Center,
1-2-1, Kouto Shingu-cho, Tatsunoshi, Hyogo 679-5165
TEL (0791)58-1315

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 5月 9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

表佐用町の項中

「

三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）	佐用町大畑94
-------------------	---------

」

を

「

三日月福祉拠点施設（ほっとちゃん）	佐用町大畑94
江川体育館	佐用町豊福285 4
中安体育館	佐用町米田113

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第36号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 5月 9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び老人保健施設の表神戸市の項中

「

上田病院	同 市中央区国香通1丁目1 4
先端医療センター	同 市中央区港島南町2丁目2

」

を、

「

母と子の上田病院	同 市中央区国香通1丁目1 4
公益財団法人先端医療振興財団 先端医療センター	同 市中央区港島南町2丁目2

」

に、

「

財団法人 神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院	同 市中央区中山手通7丁目3 18
財団法人 神戸マリナーズ厚生会 ポートアイランド病院	同 市中央区港島中町4丁目6

」

を

「

一般財団法人神戸マリナーズ厚生会 神戸マリナーズ厚生会病院	同 市中央区中山手通7丁目3 18
一般財団法人神戸マリナーズ厚生会 ポートアイランド病院	同 市中央区港島中町4丁目6

」

に改める。

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第141号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 5月 9日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成26年 8月 9日（土）午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
30人
- 4 受検資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
- (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員

5 検定試験の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成26年5月19日（月）から同年7月25日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時30分まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面1通

(ア) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面

(イ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

印鑑及び筆記用具

9 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（078）341 - 7441 内線3046

~~~~~

## 兵庫県公安委員会告示第142号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成26年5月9日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋本 猛 伸

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
平成26年6月16日（月）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
    - イ 追加取得講習  
平成26年6月19日（木）から同月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の4日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習、追加取得講習ともに、6月24日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で80人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）の合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）の合格証の交付を受けている者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
    - エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
    - オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間  
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成26年5月19日（月）から同月30日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時30分まで）
- 5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

## 6 申込時の提出書類

### (1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

### (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(ア) 前記3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(エ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(オ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(078)341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話(078)252-0166